**自 動 車 運 転 雇 用 契 約 書**

(個別契約・運転手)

　雫石町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転に関する雇用について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間

　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　　日間とする。

　　　　　　　　原則として毎日　　　時　　　分から　　　時　　　分までとする。

２　契約金額　　　　　　　　　　　　円　（ １日につき　　　　　　円 ）

３　運転する自動車の登録番号

　　又は車両番号

４　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は雫石町議会議員及び雫石町長の選挙運動の公営に関する条例に基づき雫石町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、雫石町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は雫石町に請求ができない。

５　そ の 他

　　　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　雫石町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　乙　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印